

税理士法第7条第2項及び第3項に規定する認定についての基準の公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第7条第2項及び第3項に規定する認定についての基準を次のとおり定めたから、税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第2条の3第1項の規定により公告する。

なお、この基準は平成14年4月1日から適用する。

平成13年12月25日

国税審議会会長 貝塚 啓明

国税審議会は、税理士法第7条第2項及び第3項に規定する認定については、当該認定の申請のあった研究について、次に掲げる事項に該当しているか否かを審査した上で、それらの結果を総合的に判断して行うものとする。

一 単位の修得

税理士法第7条第2項又は第3項に規定する認定（以下「研究認定」という。）を申請する者が、当該申請に係る科目（同法第7条第2項に規定する研究認定の申請においては同項に規定する税法に属する科目等、同条第3項に規定する研究認定の申請においては同項に規定する会計学に属する科目等をいう。以下同じ。）を内容とする単位を4単位以上修得していること。

ただし、学位論文の作成指導に係る演習を受けること又は学位論文の審査及び試験に合格することにより修得する単位は含まない。

二 学位論文

研究認定の申請をする者の学位論文又は大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に規定する研究の成果が当該申請に係る科目に関するものであること。